

広島県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和八年六月四日までの間、縦覧に供する。

令和八年五月二十一日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

川尻安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市安浦町水尻一丁目二四四番八地先から 呉市安浦町中央四丁目一番二五二地先まで	五・九〇〇 七・一〇〇	五・二〇〇 四・五〇〇	一〇七・六〇	一〇七・六〇	拡幅